

国東市空き家活用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 27 年 4 月 1 日

国東市長 三 河 明 史

### 国東市空き家活用支援事業補助金交付要綱

国東市空き家活用支援事業補助金交付要綱（平成 26 年国東市告示第 41 号）の一部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、空き家の有効活用により、国東市への定住促進及び地域の活性化を図ることを目的として、空き家の所有者又は利用者に対し、住宅の改修及び家財道具処分等に要する経費を補助することについて、国東市補助金等交付規則（平成 18 年国東市規則第 62 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する、現に人が居住していない、又は退去が予定されている住宅で、賃貸、売買を目的に建築されていないものをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する母屋及び母屋の部分及び併用部分並びに同一敷地内にある附属屋をいう。
- (3) 所有者 国東市空き家バンク登録制度（以下「空き家バンク」という。）又は特定非営利活動法人“国東半島くにみ粋群”（以下「くにみ粋群」という。）に物件登録を行い、空き家の賃借又は売却を希望する者。
- (4) 利用者 空き家バンクに利用者登録を行い、又はくにみ粋群に申し出て空き家の利用を希望する、又は利用している者。

（対象となる空き家）

第 3 条 国東市空き家活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる空き家は、次のとおりとする。

- (1) 空き家バンクに登録されている空き家
- (2) くにみ粋群に登録されている空き家
- (3) その他市長が必要と認めた空き家

（補助事業の要件）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしてい

ることとする。

(1) 住宅改修

ア. 市内に事務所又は事業所を有する事業者（個人又は法人）が行う住宅改修事業であること。

イ. 既にこの補助金の交付を受け、改修を行っている空き家ではないこと。

ウ. この補助金を申請した日の属する年度の3月31日までに、工事が完了する改修であること。

エ. 補助金の申請は、賃貸・売買の契約締結日から、1年以内に行うこと。

オ. 国、県、市が実施している他の補助制度と、内容が重複しないこと。

(2) 引越・家財道具処分等

ア. 市内に事務所又は事業所を有する事業者（個人又は法人）、若しくは補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自身が行う家財道具処分等であること（ただし、引越に係る費用、不動産契約に伴う手数料に関してはこの限りではない）。

イ. 既にこの補助金の交付を受け、引越・家財処分を行っている空き家ではないこと。

ウ. 補助金の申請は、賃貸・売買の契約締結日から、6ヶ月以内に行うこと。

エ. 国、県、市が実施している他の補助制度と、内容が重複しないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家の所有者又は利用者とし、それぞれ次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 所有者

ア. 補助金が交付された後、10年間は、当該空き家を移住定住対策の用に供することを確約した者。

イ. 3親等以内の親族に当該空き家を貸し付け、又は売却するものではないこと。

(2) 利用者

ア. 20歳以上の者。

イ. 補助金が交付された後、10年以上当該空き家に定住する（住所を定める）ことを確約した者。

ウ. 自治会に属し、市民として地域活動に積極的に参加し、地域住民と協調して地域の活性化に継続して寄与することができる者。

エ. 3親等内の親族から当該空き家を借り受け、又は購入するものではないこと。

(3) その他市長が必要と認めた者

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者である申請者は、国東市空き家活用支援事業補助金申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 前条の規定による申請書類の提出があったときは、市長はその内容を審査し、交付を適当と認めたときは、規則に定める交付決定書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容に変更が生じたとき、又は中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに国東市空き家活用支援事業補助金変更・中止(廃止)申請(届出)書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業完了報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに国東市空き家活用支援等事業完了報告書(様式第3号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(事業の検査、補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告書類の提出があったときは、当該事業の検査を行い、事業の成果を適当と認めるときは、補助金を交付する。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則に定める補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告、検査及び指示)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関する必要な事項について、報告を求め、検査し、指示することができる。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けた後、規則に定める補助事業成績書(実績報告書)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又は交付決定額を変更し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 対象住宅を交付日から10年未満で取り壊し、又は売却したとき。ただし、止むを得ない理由(自然災害その他)により倒壊した場合、又は利用者が定住目的のために対象住宅を購入した場合はこの限りではない。

(2) 交付日から10年未満で、利用者が転出又は転居し、若しくは居住していないことが明らかとなったとき。ただし、交付決定者が所有者の場合、引き続き空き家バンク等に登録する場合はこの限りではない。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この告示又は規則の規定に違反したとき。

(委任)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助金額	対象経費の内容
<p>(1) 住宅改修</p> <p>住宅の機能回復及び修繕に伴う機能向上のために行う改修、修繕及び設備の設置に要する経費であり、その総額が30万円以上であること。</p>	<p>補助対象経費（税込）の2分の1以内。（1,000円未満は切り捨て。上限50万円まで）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、天井、床、床下、外壁、内壁等のほか、住宅の機能回復に係る改修</li> <li>・水回り設備の改修、設置</li> <li>・上下水道整備、ボーリング工事等</li> <li>・温水器、給湯器、ボイラー、トイレなどの修繕、設置</li> <li>・畳、ふすま、障子などの張り替え等</li> <li>・テレビアンテナ工事（※注意書き参照）</li> <li>・テレビ屋内外配線工事</li> <li>・電気配線工事</li> <li>・シロアリ駆除、防除等に係る経費</li> <li>・住宅用火災報知器の修繕、設置</li> <li>・耐震補強等に係る経費 など</li> </ul> <p>※(注意)ただし、以下については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の経費であっても、補助金交付決定者が直接行う工事。</li> <li>・市ケーブルテレビに加入する場合の、加入金及び引き込み工事費。</li> <li>・倉庫等建築物の解体・撤去費用</li> <li>・外構設備（門、車庫、カーポート、犬走り、塀、柵、垣根等の構造物、植栽、物置など）の設置・改修工事</li> <li>・エアコン、暖炉等、通常生活する上で必ずしも必要ではない住宅設備、機器類の設置・改修工事</li> <li>・装飾性の高い設備の設置・改修工事</li> </ul>

<p>(2) 引越・家財道具処分等</p>	<p>補助対象経費(税込)の合計額。(上限 10 万円まで。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅及びその敷地内に置かれている家財道具その他不要物の片づけ、運搬、処分等に係る経費(※)</li> <li>・国東市クリーンセンターへの直接搬入費、及び臨時収集費</li> <li>・リサイクル家電の運搬手数料、及びリサイクル費</li> <li>・不動産事業者等への契約仲介手数料</li> <li>・引越に係る経費(※)</li> </ul> <p>※補助金の申請者自身が引越・片づけ等を行った経費については、明らかに引越・片づけ等に使用したと証明できるもの又は相当と判断されるものについてのみ対象とする。ガソリン等の燃料費については対象外とする。</p>
---------------------------	-------------------------------------	---